

季節労働者に対する「特例一時金」の現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書

北海道で働く季節労働者は、積雪・寒冷という気象条件から、冬期における生産活動の減少などによって失業を余儀なくされており、北海道全体として、季節労働者の雇用の安定及び通年雇用化促進のための対策が進められている。

しかしながら、現在、行政改革の一環として、雇用保険制度の見直しが労働政策審議会において議論されており、季節労働者の「特例一時金」については、循環的給付であることを理由に廃止等が検討されている。「特例一時金」の廃止は、いまだ多くの季節労働者がいる北海道の実情と、道内における各界の施策努力をかんがみるものではなく、多くの季節労働者の生活はもとより、事業主を始め地域経済への大きな影響が懸念される。

また、季節労働者の通年雇用促進を命題として、来年度から国の新規施策として「通年雇用促進支援事業（仮称）」の実施が予定されているが、季節労働者の冬期失業の実情を踏まえると、通年雇用への移行を補完する事業として、地方の努力はもちろん、国の責任により、新たな冬期雇用の拡充を行うことが必要不可欠である。

よって、政府においては、季節労働者の「特例一時金」制度を存続・維持するとともに、通年雇用に移行できない労働者に対して新たな冬期雇用を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年（2006 年）10 月 26 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員